別記第2号様式(第4条関係)

可否決定通知書

3 渋スオ収第18号

令和3年7月

金子 快之 殿

渋谷区長 長谷部

令和3年6月30日に請求のありました公文書の公開については、次のとおり決定 しましたので、渋谷区情報公開条例 第9条第1項の規定により通知します。

第9条第2項

21. 11. 21. 22.							
1	公文書の件名	別紙のとおり					
2	決定の区分	□請求に応じます ☑請求に一部応じます □請求に応じられません 請求に応じられない部分:別紙のとおり					
3	公開する日時・場所	この通知が届きましたら、8月3日以降のご都合の良い日時に下記 所管課までご連絡ください。 来所の際は、この通知書を御持参の上、渋谷区役所5階情報公開コー ナーへお越しください。 紙とデータによる回答になります。					
4	請求に応じられない 理由	り紙のとおり					
5	情報公開条例第9条 の3第2項の規定に 該当する場合の公文 書の公開をすること ができる時期	年 月 日。ただし、公文書の公開を発望する場合は、同日 以後新たに公開請求が必要となり主す。					
6	所 管 課	スポーツ部オリンピック・パラリンピック推進課オリンピック・パラリンピック推進係 電話 03-3463-1849 内 4025 担当者 岩田					

- 注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 渋谷区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をする ことができなくなります。)。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、渋谷区を被告として(訴訟において渋谷区を代表する者は渋谷区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

公開請求の内容			公文書の件名	静水に応じられない部分	請求に応じられない理由
NPO法人MERRY PROJECT に 対する発注事業、物品購入、委 託役務等について	ı		渋谷区文化プログラム事業実施原 機 (平成31 年度)		SHALL STATE OF THE
楽者選定の過程で、複数社から 相見積もりを微する等の方法で 政策遂行上の経済性を検討した 経緯が分かる資料	2	起案書	改谷区文化プログラム事業実施原職(令和2年 度)		s.
具体的には、超案件、見積依頼 な、仕様書、それらに対して業 者が提出した見積件など	3	1	波谷区文化プログラム事業選営委託仕機器 (平成31年度)		
事業実施後の結果について実 施報告書、検査報告書等の資料 対象期間:令和元年度~直近月	4		渋谷区文化プログラム事業運営委託仕様告 (令和2年度 当初)		
生で	5		改谷区パラリンピック文化プログラム・ウォール アートデザイン事業委託仕様書(令和2年度 変更後)		
	Б		(契約変更) 設谷区パラリンピック文化プログラ ム事業選営委託仕様告(令和2年度 変更後)		
	7		改谷区パラリンピック文化プログラム事業運営 委託仕様哲(令和3年度)		
	8	見積容	波谷区オリンピック・パラリンピック文化プログラ ム見積杏(平成31年度)	見積もり詳細項目及び単価	見積もり項目詳細及び単価は、事業者独自の手法に関する配載であり、公開することにより不当に企業の競争上の利益を侵害する等の不利益を与えるおそれがあるため。(渋谷区情報公開条例第6条第3号ア)
	9		設谷区パラリンピック文化プログラム事業運営 委託見積書(令和2年度 当初)	法人代表理事の印影	法人代表理事の印影は偽造等のおそれがあり、公開することにより 当該法人の権利利益を侵害するおそれがあるため。(被谷区情報
	10		被谷区パラリンピック文化プログラム・ウォール アートデザイン事業委託見積書(令和2年度 変更後)	法人代表理事の印影	公開条例6条3号ア該当)
				COM CONTRACTOR DE CONTRACTOR D	見積もり項目詳細及び単価は、事業者独自の手法に関する配載であり、公開することにより不当に企業の競争上の利益を侵害する等の不利益を与えるおそれがあるため。(渋谷区情報公開条例第6条第3号ア)
	11		(契約変更)渋谷区パラリンピック文化プログラム事業運営委託見積書(令和2年度 変更後)		見積もり項目詳細及び単価は、事業者独自の手法に関する配載で あり、公開することにより不当に企業の競争上の利益を侵害する等
	12		渋谷区パラリンピック文化プログラム事業運営 委託見積書(令和3年度)	見積もり詳細項目及び単価	の不利益を与えるおそれがあるため。(渋谷区情報公開条例第6条
	13	特命随意契約	設谷区文化プログラム事業に係る特命随意製 約について(平成31年度)		
	14		渋谷区パラリンピック文化プログラム事業に係る 特命随意契約について(令和2年度)		
i	15		渋谷区パラリンピック文化プログラム事業に係る 特命随意契約について(令和3年度)		
	16	6	設谷区文化プログラム事業報告客について(令 和元年度)	個人の写真の節部分	個人の写真の顧部分は個人に関する情報で、特定の個人を職別 することができるため。(渋谷区情報公開条例6条2号該当)
	17		没谷区文化プログラム事業報告費について(令和2年度)	個人の写真の顧師分	
	18	実施報告啓	渋谷区文化プログラム事業報告告(daijobu PROJECT・メダルプロジェクト)について(令和2 年度)	個人の写真の額部分	
	19	-	波谷区文化プログラム事業(メダルプロジェクト) 報告書(令和2年度)		
	20		設谷区文化プログラム事業(ウォールアート) 報告書(令和2年度)		